

個人向け寄付型定期預金「やまぐち未来応援定期」規定

「やまぐち未来応援定期」(以下、「この預金」といいます)は、この規定により、またこの規定にない事項については、定期預金等規定集の定期預金共通規定および自動継続自由金利型定期預金規定によりお取扱いいたします。

1. お申込み対象

個人(個人事業主の方を含みます)に限定させていただきます。

※ATM、インターネット・モバイルバンキングサービス、スマホポータルアプリによる取扱いはできません。

2. お預入れの金額等

「この預金」のお預入れ金額は、1口5,000万円以上とし、1円単位でお預入れいただけます。

3. お預入れ期間

「この預金」のお預入れ期間は1年です。

4. お預入れ利率

「この預金」は、自由金利型定期預金の店頭表示利率を適用します。

5. 自動継続及び解約

(1)「この預金」の利息は、通帳記載の満期日に前回と同一期間の自動継続自由金利型定期預金に自動的に継続します。

(2)「この預金」の自動継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(3)「この預金」は、一部解約できません。

6. 利息

(1)「この預金」の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます)および通帳記載の利率によって計算し、満期日以後に当行所定の方法によりお支払いします。

(2)「この預金」の利息は、満期日(継続したときはその満期日)に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

(3)継続を停止した場合の「この預金」の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。

(4)当行がやむを得ないものと認めて「この預金」を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです)から解約日の前日までの日数により次の預入期間に応じた利率によって計算し、「この預金」とともにお支払いします。

①預入期間6か月未満

解約日における普通預金の利率

②預入期間6か月以上1年未満

預入日(または継続日)におけるこの預金の「6か月」利率×50%(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。)

(5)「この預金」の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. 寄付対象先

寄付先は、「コース選択型」と「個別指定型」のいずれかをお選びいただけます。

コース選択型：以下の対象先からいずれかを選択いただけます。

① 山口県の教育領域機関/事業体

② 山口県の医療領域機関/事業体

※寄付先の教育・医療領域機関/事業体は当行が選定します。

※お取扱期間中に中途解約された場合は、寄付の対象とはなりませんのでご注意願います。

個別指定型：山口県内の以下①～④の対象先から、いずれかを1先をご指定いただけます。

① 地方公共団体(都道府県、市町村)

② 教育機関(幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、大学等)

③ 特定公益増進法人(社会福祉法人、公益社団法人、独立行政法人等)

④ 認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)

※預金者との間に利害関係(寄付先への役員就任や経済的利益の享受等)が認められる先、または寄付手続が困難な先(遠隔地等)は対象外とさせていただきます。

8. 寄付内容

コース選択型：2026年9月30日（水）までお預入れされた方を対象とし、ご指定いただいた各領域機関/事業体における預入総額の0.1%（1万円未満切捨て）を当行が寄付します。
個別指定型：お預入れ金額の0.1%（1万円未満切捨て）を当行が寄付します。

9. 預金保険制度の保護

この預金は預金保険制度の対象預金です。当行にお預入れの預金（決済用普通預金は除く）について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

以 上

（2026年3月2日現在）